

**「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」に係る
活用意向調査実施要領**

令和7年8月4日

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、当該区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とします。

2 事業の実施主体（補助事業者）

山形県が定める重点医師偏在対策支援区域において、承継又は開業する診療所（※）であって、山形県地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とします。

※ 対象となる予定の診療所

- ・ 保険診療を主とする診療所（ただし歯科診療所は対象外）
- ・ 主に一般の方を対象に診療を行う診療所（事業所や特別養護老人ホーム等に開設される診療所は対象外）
- ・ 承継の場合、実質的な承継となっているか実態を確認の上判断します。
- ・ 診療科目について、承継・開業予定の2次医療圏等における過不足状況等を考慮した上で、山形県地域医療対策協議会及び保険者協議会等で協議される場合があります。

※ 詳細な要件等は今後検討予定ですので、対象となるか判断しかねる場合にはお問合せください。

3 山形県が定める重点医師偏在対策支援区域

山形市、天童市、山辺町及び中山町を除く全市町村

4 補助事業の概要

① 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

② 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

③ 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

5 補助対象経費及び補助率（今後変更となる場合があります）

① 施設整備事業

| 補助対象 | 1 m ² 当たり単価 | 補助率 |
|--------------------------------------|------------------------|-----|
| ○ 診療部門の整備費 | 鉄筋コンクリート | 1/2 |
| ・ 無床診療所の場合 : 160 m ² | : 484,000 円 | |
| ・ 有床診療所の場合（5床以下）: 240 m ² | ブロック : 214,000 円 | |
| ・ 有床診療所の場合（6床以上）: 760 m ² | 木造 : 355,000 円 | |
| ○ 診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費 | | |
| ・ 医師住宅 : 80 m ² | | |
| ・ 看護師住宅 : 80 m ² | | |

② 設備整備事業

| 補助対象 | 1 か所当たり基準額 | 補助率 |
|--------------------|--------------|-----|
| ○ 診療所として必要な医療機器購入費 | 16,500,000 円 | 1/2 |

③ 地域への定着支援事業

| 補助対象 | 基準額 | 補助率 |
|----------------------|----------------------------------|-----|
| ○ 診療所の運営に必要な次に掲げる経費 | 1 か所当たり次により算出された額 | 2/3 |
| ・ 職員基本給 | (1) | |
| ・ 職員諸手当 | イ 診療日数《1日～129日》 | |
| ・ 非常勤職員手当 | 6,200,000 円 + (71,000 円 × 実診療日数) | |
| ・ 報償費 | ロ 診療日数《130日～259日》 | |
| ・ 旅費 | 6,200,000 円 + (77,000 円 × 実診療日数) | |
| ・ 備品費（単価 50 万円未満に限る） | ハ 診療日数《260日以上》 | |
| ・ 消耗品費 | 6,200,000 円 + (87,000 円 × 実診療日数) | |
| ・ 材料費 | | |
| ・ 印刷製本費 | (2) 訪問看護による加算額 | |
| ・ 通信運搬費 | 25,000 円 × 訪問看護日数 | |
| ・ 光熱水料 | | |
| ・ 借料及び損料 | | |
| ・ 社会保険料 | | |
| ・ 雑役務費 | | |
| ・ 委託費 | | |

6 補助対象となる事業実施時期

| 事業名 | 補助対象経費 |
|--------------|--|
| ① 施設整備事業 | 県の内示後に着手した事業に係る経費 |
| ② 設備整備事業 | 県の内示後に着手した事業に係る経費 |
| ③ 地域への定着支援事業 | 令和6年12月17日（令和6年度政府補正予算成立日）以降に承継又は開業した診療所であって、令和7年4月1日以降に発生した経費 |

7 応募方法

本事業の活用を希望する診療所は、下記により必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

| 対象者 | 提出書類 |
|-------------------------|--|
| 事業の活用を希望する方 (必須) | ・ 【様式1】 実施計画書 |
| 「① 施設整備事業」の活用を希望する方 | ・ 【様式2】 医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表 ・ 【様式3】 施設整備事業費内訳書 |
| 「② 設備整備事業」の活用を希望する方 | ・ 【様式4】 医療施設等設備整備費補助金事業計画総括表 |
| 「③ 地域への定着支援事業」の活用を希望する方 | ・ 【様式5】 所要額調書 ※「寄付金その他の収入」には診療収入を含む |

※ 事業者の内定後、別途、県への補助金交付申請時に必要な書類の提出を依頼します。

(2) 提出期限

令和7年8月20日（水）15時

(3) 問合せ・提出先（メール提出）

ishikakuho * pref.yamagata.jp（*を@に変えてください）

山形県 健康福祉部 医療政策課 医師確保対策担当あて

8 留意事項

- ・ 本調査の結果を基に、県の事業化の検討を行うものであり、応募をもって支援を確約するものではありません。また、県が事業化を行った場合でも、国及び県の予算等の都合により所要額の全部又は一部が補助されないことがあります。

- ・ 期限までに応募がない場合は、本事業の対象外となります。
- ・ 本事業は山形県地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所が対象となります。両協議会において事業計画等が公開されますので、御承知いただいた上で必要書類等を提出してください（応募があった時点で御承知いただいたものとみなします）。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。
- ・ 交付決定後、5年を経過する前に当該診療所が廃業となった場合は、補助金の返還を求める場合があります。
- ・ 本事業は、令和8年3月31日までに完了させていただく必要があります。
- ・ 申請にあたっては、「医療施設等施設整備費補助金交付要綱（案）」、「医療施設等設備整備費補助金交付要綱（案）」「医療施設運営費等補助金（重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業（地域への定着支援事業））交付要綱」を参照してください。個別に提供しますので、7(3)の問合せ先まで事前に請求してください。

9 スケジュール（予定）

| 時期 | 内容 |
|--------|-------------------------|
| ～8月20日 | 活用意向調査 |
| 8月下旬 | 山形県地域医療対策協議会及び山形県保険者協議会 |
| 8月29日 | 厚生労働省へ必要書類を提出 |
| 9月以降 | 国から県へ内示 |
| 9月以降 | 県から事業者へ内示 |